

〔災害復旧貸付の概要〕

(参考資料)

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

中小企業金融公庫 基準金利(平成19年8月6日現在、2.60%)
国民生活金融公庫 基準金利(同、2.70%)
商工組合中央金庫 所定の利率(同、2.60%)

【貸付限度額】

別枠で、

中小企業金融公庫 1.5億円
国民生活金融公庫 3千万円
商工組合中央金庫 必要に応じ一般枠を超える額

(参考)

一般貸付の貸付限度額(直接貸付)
(中公)4.8億円
(国金)4千8百万円
(商工)組合 200億円 組合員 20億円

【貸付期間】

中小企業金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内
(据置2年以内)
国民生活金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内
(据置2年以内)
商工組合中央金庫 設備資金 20年以内(据置3年以内)
運転資金 10年以内(据置3年以内)

+

一般貸付の貸付期間(直接貸付)
(中公)設備資金10年以内(据置1年以内)
運転資金 5年以内(据置1年以内)
(国金)設備資金10年以内(据置2年以内)
運転資金 5年以内(据置6ヶ月以内)
(商工)設備資金15年以内(据置2年以内)
運転資金10年以内(据置2年以内)

【担保特例】

中小企業金融公庫

- ・1億2千万円を上限として、貸付額の75%まで担保免除特例あり。(担保免除部分について、金利上乗せなし。)
- ・一定の条件を満たす場合、8千万円を上限として、無担保特例あり。(無担保部分について、金利上乗せあり。)
- ・激甚災害等の場合は、さらに3千万円を上限として、無担保特例あり。(金利上乗せなし。)

国民生活金融公庫

直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取り扱う。

商工組合中央金庫

8千万円を上限として、貸付額の50%(激甚災害等の場合は75%、また激甚災害等で特に被害の著しい者は貸付額の75%又は3千万円のいずれか多い金額)まで担保免除特例あり。